



日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

平成22年12月24日

(照会先)

記録問題対策部

記録問題対策グループ長 山田 勝土

参事役 澁谷 剛

(電話直通 03-6892-0754)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金記録問題への取組状況」の取りまとめについて

～平成22年12月24日現在(速報値)～

「ねんきん特別便」等の年金記録問題への取組状況について、本年12月24日現在の数値を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

年金記録問題への取組状況について(平成22年12月24日現在、速報値)

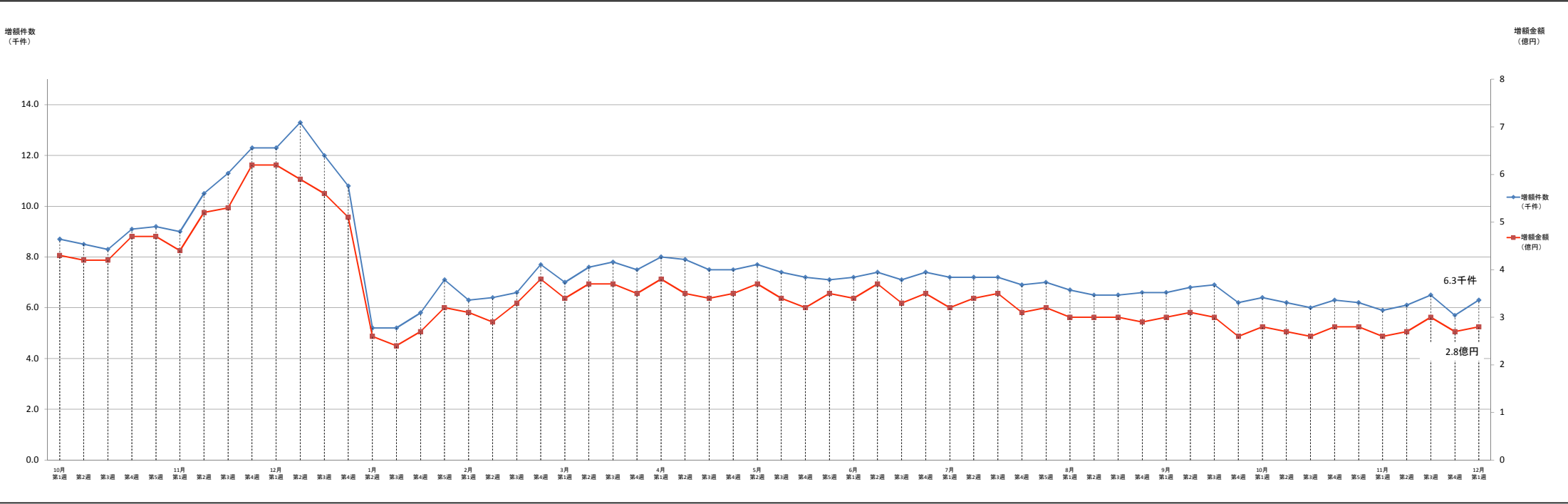
項目		細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	備考
1	ねんきん特別便 〔「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数〕	年金事務所分	8.4万件	22年12月10日 (累計)	-0.1万件	22年12月3日	受給者分 回答 3,185万件 (未回答 498万件)
		機構本部分(※2)	0.0万件		0.0万件		加入者分 回答 4,931万件 (未回答 2,021万件)
2	5000万件の未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,538.6万件	22年12月10日 (累計)	+2.3万件	22年12月3日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,556万件
		厚年／国年	1,237.9万件／300.7万件		+1.9万件／+0.4万件		
		男／女	699.8万件／838.0万件		+1.2万件／+1.1万件		
		60歳以上／未満(18年6月時点の年齢)	396.9万件／1,111.5万件		+0.8万件／+1.5万件		
3	再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	0.4か月	22年12月10日	0.0か月	22年12月3日	
		進達に至っていない申出件数	0.7万件		0.0万件		
4	再裁定	平均処理期間	2.2か月	22年11月末 (12月15日支払分)	0.0か月	22年10月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
		未処理件数	6.8万件		-0.8万件		
5	時効特例給付	平均処理期間	2.5か月	22年10月末 (11月15日支払分)	0.0か月	22年9月末	
		未処理件数	16.6万件		-1.2万件		
6	記録訂正による年金額(年額)の増額(※3)	件数	6.3千件	22年12月第1週分	5.7千件	22年11月第4週分	(20年5月以降の累計) 126万件
		年金額増額の総額(概算値)	2.8億円		2.7億円		659億円
7	国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	突合せ完了件数	3,095.7万件(100%)	22年10月末	—	22年9月末	突合せ作業については、各都道府県の事務センターにおいて月次計画に基づき処理を進めており、月次集計とする。
		受給者へのお知らせ送付件数(未処理件数)	7.9万件(0.0万件)		0.0万件(0.0万件)		
		再裁定進達件数	6.7万件		+0.1万件		
8	コールセンター	応答率	93.7%(72.6%)	22年12月第2週分	92.8%(83.3%)	22年12月第1週分	()外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」にかかる数値 ()は、一般年金相談の「ねんきんダイヤル」にかかる数値
		応答呼数／総呼数	4.0万件／4.3万件 (9.1万件／12.6万件)		4.6万件／5.0万件 (7.3万件／8.8万件)		
9	年金事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	6日(月): 0(4) 7日(火): 0(1) 8日(水): 0(2) 9日(木): 0(2) 10日(金): 0(0) 11日(土): 0(0)	22年12月第2週分	29日(月): 0(4) 30日(火): 0(1) 1日(水): 0(1) 2日(木): 0(0) 3日(金): 0(2)	22年12月第1週分	()外は、年金事務所の記録問題専用窓口にかかる数値 ()は、一般の年金相談窓口にかかる数値
10	標準報酬等の遡及訂正事案	年金事務所段階における記録回復事案数	1,495件	22年12月10日	+34件	22年12月3日	

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 年金記録を訂正する際に、年金事務所が受給者に対しお示した年金見込額の試算結果(再裁定申出を受け付けたもの)の報告をとりまとめたものであり、必ずしも実際に年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額(年額)は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.2万円、65歳の平均余命(平成21年簡易生命表)は男:18.88年、女:23.97年。

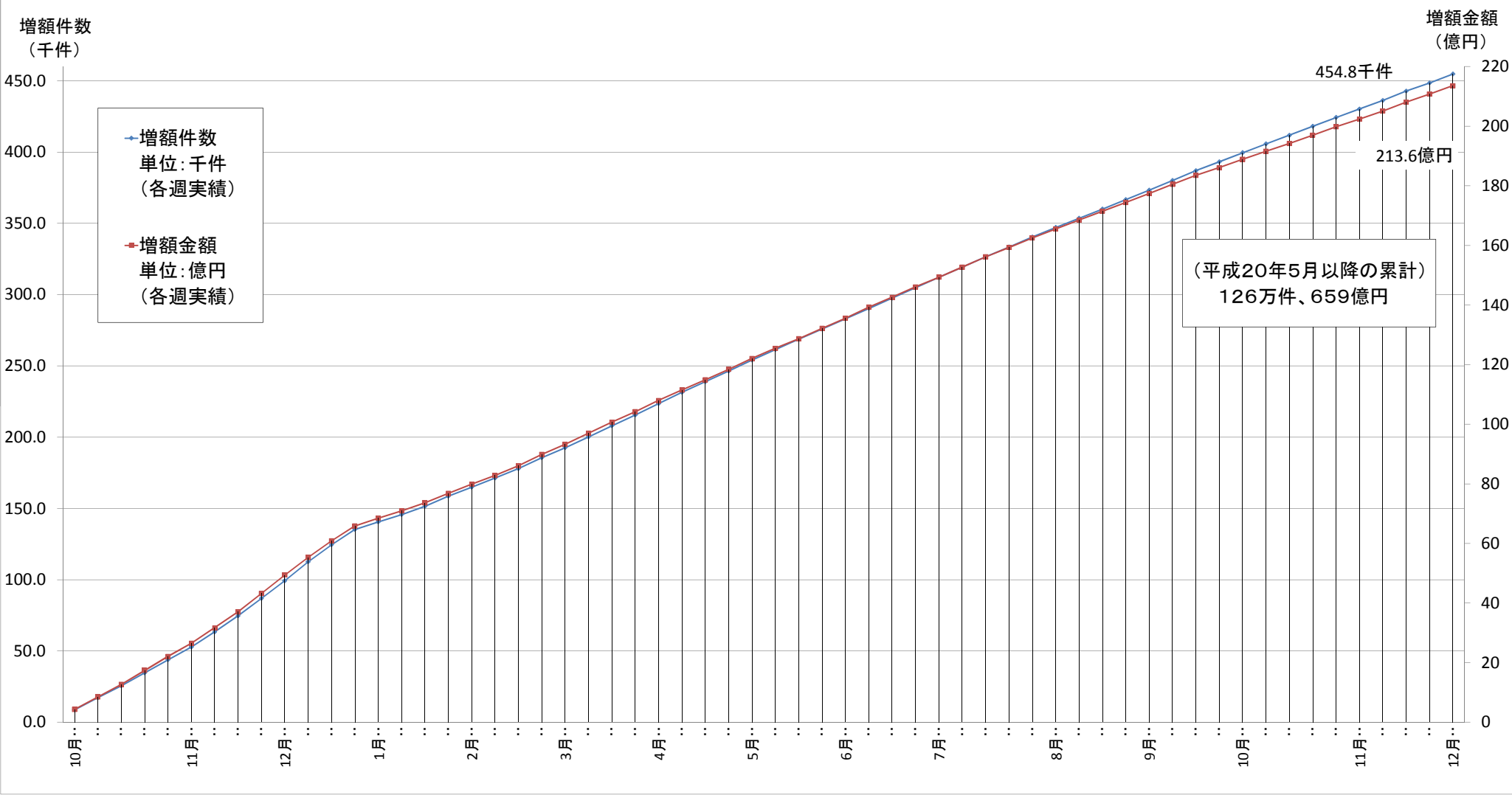
記録訂正による年金額(年額)の増額【平成22年12月24日】



	平成21年10月					11月				12月				平成22年1月					2月				3月				4月				5月				6月				7月					8月				9月				10月					11月				12月
	10月 第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	11月 第1週	第2週	第3週	第4週	12月 第1週	第2週	第3週	第4週	1月 第1週	第2週	第3週	第4週	2月 第1週	第2週	第3週	第4週	3月 第1週	第2週	第3週	第4週	4月 第1週	第2週	第3週	第4週	5月 第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	6月 第1週	第2週	第3週	第4週	7月 第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	8月 第1週	第2週	第3週	第4週	9月 第1週	第2週	第3週	第4週	10月 第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	11月 第1週	第2週	第3週	第4週	12月 第1週
増額件数 (千件)	8.7	8.5	8.3	9.1	9.2	9.0	10.5	11.3	12.3	12.3	13.3	12.0	10.8	5.2	5.2	5.8	7.1	6.3	6.4	6.6	7.7	7.0	7.6	7.8	7.5	8.0	7.9	7.5	7.5	7.7	7.4	7.2	7.1	7.2	7.4	7.1	7.4	7.2	7.2	7.2	6.9	7.0	6.7	6.5	6.5	6.6	6.6	6.8	6.9	6.2	6.4	6.2	6.0	6.3	6.2	5.9	6.1	6.5	5.7	6.3	
増額金額 (億円)	4.3	4.2	4.2	4.7	4.7	4.4	5.2	5.3	6.2	6.2	5.9	5.6	5.1	2.6	2.4	2.7	3.2	3.1	2.9	3.3	3.8	3.4	3.7	3.7	3.5	3.8	3.5	3.4	3.5	3.7	3.4	3.2	3.5	3.4	3.7	3.3	3.5	3.2	3.4	3.5	3.1	3.2	3.0	3.0	3.0	2.9	3.0	3.1	3.0	2.6	2.8	2.7	2.6	2.8	2.8	2.6	2.7	3.0	2.7	2.8	

(注)この集計は、年金記録を訂正する際に、年金事務所が受給者に対しお示した年金見込額の試算結果(再裁定申出を受け付けたもの)の報告をとりまとめたものであり、必ずしも実際に年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額(年額)は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
なお、65歳の平均余命(平成21年簡易生命表)は、男18.88年、女23.97年である。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]【平成22年12月24日】



	平成21年10月					11月				12月				平成22年1月					2月				3月				4月				5月				6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月				
	10月第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	1月第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週	第4週	5月第1週	第2週	第3週	第4週	5月第5週	6月第1週	第2週	第3週	第4週	7月第1週	第2週	第3週	第4週	8月第1週	第2週	第3週	第4週	9月第1週	第2週	第3週	第4週	10月第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	11月第1週	第2週	第3週	第4週	12月第1週
増額件数 単位:千件 (各週実績)	8.7	17.2	25.5	34.6	43.9	52.8	63.3	74.6	86.9	99.2	112.5	124.5	135.3	140.5	145.7	151.5	158.6	164.9	171.3	177.9	185.6	192.6	200.2	208.0	215.5	223.5	231.4	238.9	246.4	254.1	261.5	268.7	275.8	283.0	290.4	297.5	304.9	312.1	319.3	326.5	333.4	340.4	347.1	353.6	360.1	366.7	373.3	380.1	387.0	393.2	399.6	405.8	411.8	418.1	424.3	430.2	436.3	442.8	448.5	454.8			
	(8.7)	(8.5)	(8.3)	(9.1)	(9.2)	(9.0)	(10.5)	(11.3)	(12.3)	(12.3)	(13.3)	(12.0)	(10.8)	(5.2)	(5.2)	(5.8)	(7.1)	(6.3)	(6.4)	(6.6)	(7.7)	(7.0)	(7.6)	(7.8)	(7.5)	(6.8)	(7.9)	(7.5)	(7.5)	(7.7)	(7.4)	(7.2)	(7.1)	(7.2)	(7.4)	(7.1)	(7.4)	(7.2)	(7.2)	(7.2)	(6.9)	(7.0)	(6.7)	(6.5)	(6.7)	(6.5)	(6.6)	(6.6)	(6.8)	(6.9)	(6.2)	(6.4)	(6.2)	(6.0)	(6.3)	(6.2)	(5.9)	(6.1)	(6.5)	(5.7)	(6.3)		
増額金額 単位:億円 (各週実績)	4.3	8.5	12.7	17.4	22.1	26.5	31.7	37.0	43.2	49.4	55.3	60.9	65.9	68.5	70.9	73.6	76.8	79.9	82.6	86.1	89.9	93.3	97.0	100.7	104.2	108.0	111.5	114.9	118.4	122.1	125.5	128.7	132.2	135.6	139.3	142.6	146.1	149.3	152.7	156.2	159.3	162.5	165.5	168.5	171.5	174.4	177.4	180.5	183.5	186.1	188.9	191.6	194.2	197.0	199.8	202.4	205.1	208.1	210.8	213.6			
	(4.3)	(4.2)	(4.2)	(4.7)	(4.7)	(4.4)	(5.2)	(5.3)	(6.2)	(6.2)	(5.9)	(5.6)	(5.0)	(2.6)	(2.4)	(2.7)	(3.2)	(3.1)	(2.9)	(3.3)	(3.8)	(3.4)	(3.7)	(3.7)	(3.5)	(3.8)	(3.5)	(3.4)	(3.5)	(3.7)	(3.4)	(3.2)	(3.5)	(3.4)	(3.7)	(3.3)	(3.5)	(3.2)	(3.4)	(3.5)	(3.1)	(3.2)	(3.0)	(3.0)	(3.0)	(2.9)	(3.0)	(3.1)	(3.0)	(2.6)	(2.8)	(2.7)	(2.6)	(2.8)	(2.6)	(2.7)	(3.0)	(2.7)	(2.8)				

(注1) この集計は、年金記録を訂正する際に、年金事務所が受給者に対しお示した年金見込額の試算結果(再裁定の申出を受け付けたもの)の報告をとりまとめたものであり、必ずしも実際に年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額(年額)は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成21年簡易生命表)は、男18.88年、女23.97年である。

(注2) 週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したもの。

〈参考：用語の説明〉

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者（約1億9百万人）に加入記録を送付（19年12月から20年10月）し、漏れや誤りを本人に確認していたくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

「名寄せ特別便」
基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があった方へ送付（19年12月から20年3月）。

「全員特別便」
それ以外の全ての方へ送付（20年4月から10月）。

○再裁定進達

年金受給者の受給権が発生した日以前の被保険者記録を訂正したことで、年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、その年金決定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。

○時効特例給付

平成19年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る事項の特例等に関する法律」に基づき、記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加により年金額の増加が図られる場合に、既に時効により消滅した5年より前の期間分の年金についてお支払いするもの。

○国年特殊台帳

国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納（保険料前払い）の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの。

○標準報酬等の遡及訂正事案

不適正な遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した約6.9万件の記録のうち厚生年金の受給者分約2万件を対象に実施した戸別訪問調査や、ねんきん定期便、受給者便の送付等を通じて、本人に記録の確認を行っていただいた上で、必要な記録回復を進めている。

なお、従業員であった方の事案であって、一定の条件を満たす場合については、年金記録確認第三者委員会へ送付することなく、年金事務所において記録回復を行うことにより、速やかな年金額の回復を図ることとしている。